

(表)

様式第1号(第4条関係)

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知事前登録申込書

粕屋町長 殿

粕屋町住民票の写し等の第三者交付及び不正取得に係る本人通知制度実施要綱第4条に基づき、次のとおり登録を申込みます。

窓口に来た人	ふりがな		性 別	年 月 日
	氏 名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	住 所	〒	生年月日	年 月 日
	電話番号	()	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他	
	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 代理人		

事前登録申込者	<input type="checkbox"/> 窓口に来た人と同じ			
	ふりがな		性 別	年 月 日
	氏 名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	住 所	〒	生年月日	年 月 日
	法定代理人が 申込む場合	<input type="checkbox"/> 窓口に来た人と同じ <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人		

氏名		住所	〒
----	--	----	---

通知対象 住所	<input type="checkbox"/> 現在、住民登録をしている住所(粕屋町に限る)		
	<input type="checkbox"/> その他		
通知対象 戸籍	本 籍	<input type="checkbox"/> 現在の戸籍 粕屋町 <input type="checkbox"/> その他の戸籍 粕屋町	筆 頭 者

注1 各欄に必要事項を記入し、該当する□にレ点を付けてください。

注2 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類(写真付きの住民基本台帳カード、旅券、運転免許証など)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本など)
- (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状と委任者の本人確認書類(コピー可))

注3 裏面に記載してある注意事項をよくお読みください。

町記載欄(以下は記入しないでください)

受付日	受付者	入力等	本人等の確認書類		備 考
		<input type="checkbox"/> 台 帳 <input type="checkbox"/> 住 基 <input type="checkbox"/> 戸 籍	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他()	

(裏)

注意事項

1 この申込書により申込みをし、事前登録をされた人には、その住民票の写し等(※1)を第三者(※2)に交付した場合に、その旨を通知します。

※1 住民票の写し等とは、住民票(消除及び改製されたものを含む。)の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票(消除及び改製されたものを含む。)の写し並びに戸籍全部事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍個人事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍一部事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍謄抄本(除かれたもの及び改製されたものを含む。)及び戸籍記載事項証明書(除かれたもの及び改製されたものを含む。)をいいます。

※2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の人(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいいます。また、本人等とは、住民票関係の場合は本人又は同一の世帯に属する人、戸籍関係の場合は本人又は本人と同じ戸籍に記載されている人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。

2 事前登録された人に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、住民票の写し等の第三者交付に関する通知書(第三者に交付した年月日、その種類及び通数を記載したもの)を送付します。

3 通知書は事前登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、事前登録された人と同一の住民票、戸籍等に記載されている人であっても、事前登録されていなければ通知の対象となりません。

4 転出又は転居等により、氏名、住所、連絡先などに変更が生じた場合は届出が必要です。

5 この申込みによる登録は、登録した日の3年後の応当日が属する月の月末まで有効です。

6 事前登録された人が死亡したときや居所不明により住民票が消除されたとき、国外に転出されたとき、その他町長が特に必要と認めたときは、職権により登録を廃止します。

7 この登録は届出により中止することができます。